

フランス及びノルウェーから輸入される牛肉等に係る食品安全委員会の評価の経緯 参考資料 4

	フランス	ノルウェー
2000年	12月) フランス産牛肉等の輸入禁止	
2011年	12月) 厚労省から輸入牛肉等の輸入条件について以下の諮問 (1) ア 輸入月齢の規制閾値を30か月齢とした場合のリスク イ SRMの範囲を変更した場合のリスク (2) 上記(1)を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに規制閾値 (ア) を引き上げた場合のリスク	
2012年	10月) (1) に関してのみ評価結果を厚労省に答申	5月) 非発生国に対する自ら評価を取りまとめ
2013年	2月) 食安委の評価結果を踏まえ、厚労省は30か月齢以下の牛に 由来するものに限ってフランス産牛肉等を輸入再開	
2015年		1月) ノルウェー産牛肉等の輸入禁止 2月) 厚労省から輸入牛肉等の輸入条件について以下の諮問 ※内容はフランスと同じ 4月) フランスと同様、30か月齢への変更・SRMの範囲に関してのみ 評価結果を答申
2016年		2月) 食安委の評価結果を踏まえ、厚労省は30か月齢以下の牛に 由来するものに限ってノルウェー産牛肉等を輸入再開
2017年	4月) 国内措置の見直しを踏まえ、フランス及びノルウェーを含む14か国について(2)の評価を進めるよう厚労省から改めて依頼 5月) 食安委から厚労省に評価に必要な補足資料の提出を依頼	
2019年	{ 1月) 米国、カナダ及びアイルランドについて上記(2)と同様の諮問内容に関する評価結果を厚労省に答申 5月) 食品安全委員会の評価結果を踏まえ、厚労省は米国、カナダ及びアイルランド産牛肉等の輸入月齢条件を撤廃 }	
	5月) 厚労省からフランスに関する補足資料の提出	7月) 厚労省からノルウェーに関する補足資料の提出